

7. 居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給

利用者が自宅での生活を「自立」して不自由なく営むために、「小規模」な住宅改修を行った場合、改修費を支給する制度を「住宅改修」と言います。

利用者とケアマネジャー、工事業者の三者で検討した結果、改修が必要であると判断される場合は、最初に工事内容を事前に申請する「事前協議書」の提出が必要となります。支給対象となるという協議結果を受けてから工事を行い、「支給申請書」の提出後、申請内容が認められてから改修費が支給されます。

「自立」とは

他の助けや支配無しに自分一人の力だけで物事を行うことになります。

つまり、住宅改修をすることで“自分”で“何か”ができるようにできるようになるということとなるので、介護者自身の介護負担を減らすことのみを目的としたものは「住宅改修」ではありません。

介護者の負担軽減で住宅改修の対象となるのは、今まで介助していた行為が住宅改修することによって介助から介護者の見守りに変わることによって負担が軽減される場合です。

「小規模」とは

賃貸住宅等に居住し、住宅改修について制約を受ける高齢者との均衡を考慮し、手すりの取付け、床段差の解消等の比較的小規模のものが認められています。

住宅改修はリフォームではなく、家屋の床面積が増えるなど、利用者の資産形成となるようなものは「小規模」とは言えません。

1 届出方法

以下の書類を利用者の住所地の市町窓口まで持参してください。

事前協議書（改修前）

- 住宅改修費事前協議書
- 住宅改修が必要な理由書
 - ▶ ケアマネジャーまたは包括支援センターが作成したもの。
 - ▶ 福祉住環境コーディネーターが作成したものは不可。
- 改修前後の分かる改修計画図面
- 工事費の見積書
- 改修前の改修箇所の写真
 - ▶ 撮影年月日の入ったもの。日付はカメラの日付機能、もしくは黒板等に日付を記載して撮影した写真が必要。後から加工して日付を入れたものは不可。
- 住宅の所有者の承諾書
 - ▶ 所有者が同一世帯の親族以外の家屋を改修する場合に必要。

不備がなければ、事前協議書の届出日から2週間以内に協議結果が送付されます。

支給申請書（改修後）

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用の領収書
 - ▶ 利用者の自己負担分が確認できるもの。「償還払い」（利用者が一旦改修費を全額支払い、支給を受ける方法）の場合は全額、「受領委任払い」（登録のある工事業者に限る。改修費を利用者が1～3割の自己負担分のみ支払い、保険分を業者に支給する方法）の場合は自己負担分の金額となります。
 - ▶ 他の工事を同時に行った場合、内訳書等で領収書の内訳が分かれば受付可能。
- 工事費内訳書
- 改修後の改修箇所の写真
 - ▶ 撮影年月日の入ったもの。日付はカメラの日付機能、もしくは黒板等に日付を記載して撮影した写真が必要。後から加工して日付を入れたものは不可。

不備がなければ、支給申請書の届出のあった月の翌月末に支給されます。

2 対象となる工事

支給対象となるのは、以下の工事内容になります。これ以外の工事は対象になりません。また、「⑥その他改修に付帯して必要となる住宅改修」は、上記①～⑤の工事に付帯した工事ですので、⑥のみでの事前協議書の受付は出来ないことに留意してください。

住宅改修費種別	工事内容
① 手すりの取付け	転倒防止を目的として、移動または移乗に資するものであること。動線上の移動、立ち上がりや起き上がりを補助する目的であることとなるため、姿勢保持や転落防止などを目的としたものは対象外となる。
② 段差の解消	上がりかまちや掃き出し窓等の段差にビス等で固定するステップ台や、かさ上げによって、出入りする両側の段差が解消されるもの。(片側しか解消されない場合は、理由が必要) エプロン等の高さを変更し、浴槽を跨ぎやすくする浴槽の取替えも対象となる。動線の新設や床面の延長になるもの、転落防止を目的としたものは対象外となる。
③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更	「滑り防止または移動の円滑化」を目的とした畳からフローリング、砂利道の舗装といったもの。科学的又は物理的な理由により劣化した床材の変更は対象外となる。本来滑りにくい素材であるはずの床材からの変更は理由が必要となる。
④ 引き戸等の扉の取替え	開き戸を引き戸への変更、扉の撤去、吊元の変更、重い扉から軽いものへの交換(戸車の新規取付も含む)ドアノブのレバーハンドルへの変更も対象となる。
⑤ 洋式便器等への便器の取替え	和式から洋式への取替え。水洗化工事は支給対象外となる。洋式から洋式への変更は理由が必要となる。
⑥ その他改修に付帯して必要となる住宅改修	上記①～⑤の工事に付帯した工事。

住宅改修が必要な理由書(P1)

記載例

<基本情報>

利用者	被保険者番号	0000000000	年齢	86歳	生年月日	明治 大正 11年10月1日 昭和	性別	■男 □女
	被保険者氏名	広域 太郎	要介護度 (該当に○)	要支援 1・2	要介護 ①・②・③・④・⑤・申請中			
	住所	東海市荒尾町西廻間2番地の1						

製作者	現地確認日	令和4年9月22日	作成日	令和4年9月26日
	所属事業所	広域居宅		
	資格	作成者が介護支援専門員でないとき		
	氏名	広域 次郎		
連絡先	052-689-2263			

保険者	確認日	令和	氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内の移動方法を記述し、屋外工事をする場合は屋外での移動方法も記述します。 ・入院していた場合、期間も記述します。
	氏名			

<総合的状況>

利用者の身体状況	令和4年8月20日、自宅の階段で2段足を踏み外し、尻もちをついたため腰部圧迫骨折し9月20日まで入院していた。以前より両膝変形性膝関節症で痛みが強く、歩行は不安定であったが入院時の安静のため下肢筋力が低下しさらに不安定となっている。室内の平坦な場所は壁や家具を伝って一人で移動できるが動作は緩慢。段差の昇降には体重の一部を支える程度の介助を要する。屋外の歩行は杖が必要だが、退院後はまだ行えていない。上肢に痛みはなく、手すりなどを握ることができる。	利用状況と 改修後の想定	改修前	改修後
介護状況	長男夫婦と同居。長男夫婦は就労のため日中は独居。排泄はゆっくりであればであれば一人で可能。入浴は浴室の出入り、浴槽のまたぎに軽介助を要し長男の妻が支援している。買い物や家事は長男夫婦の支援がある。週1回通所リハビリを利用中。歩行補助つえレンタル利用、浴槽用手すり、シャワーチェア購入済み。	<ul style="list-style-type: none"> ●体位 ●手すり ●スロー ●歩行 ●歩行 ●認知症 ●移動 ●腰掛 ●特殊 ●入浴 ●簡 ● 		
住宅改修により利用者等は日常生活をどう変えたいか	現在のQOLを維持・向上させるため、長男夫婦の介助のもと寝室のある2階への階段昇降を毎日行っている。本人は長男夫婦には今以上の負担を負わせずに、入浴・睡眠等の基本的な活動を自分の力で行っていけることを望んでいる。階段と浴室の住宅改修によって日常生活の場を安全に整備することで入院前のようにひとりでできることを増やし、長男夫婦には今以上の介護負担を負わせないようにして住み慣れた自宅での生活を続けたい。長男夫婦としても本人の身体状況の維持・向上のためにも階段と浴室の改修を希望している。ケアマネージャーとしても本人の状況から適切な住宅改修を行えば、本人は住み慣れた自宅で自立した生活を送ることが可能であると判断する。			

・利用者や家族が住宅改修によって現在の暮らしをどのように変えたいのか、あるいは継続していきたいのかを記述します。
・これまでの生活歴を踏まえ、利用者がどのように社会参加をしたいのかを記述します。

住宅改修費支給申請に添付する領収書についての注意事項

本人以外名義になっているものは受付不可
 【受付不可の例】（本人名義に併記は可）
 ・家族の名前

介護保険対象額を記載する。
 ≪介護保険対象外工事を同時に行う場合≫
 ①介護保険対象額のみ領収書を添付する。
 ②領収書を分けることが難しい場合は、全額が記載された領収書
 に対象工事と対象外工事が確認できる工事内訳を添付する。

領 収 書

広域 太郎 様

平成 26年 1月 20日

金額 ￥ 1 9 8 0 0

印紙

但し、介護保険住宅改修対象工事（手すり設置工事及び段差解消工事）として
 上記の金額正に領収いたしました

株式会社 広域工事
 〒 XXX-XXXX
 ○○市○○町○丁目○○番地
 ☎ XXXX-XX-XXXX

担当 広域

但し書き、もしくは内訳により対象工事かどうか
 が確認できるものでないと受付不可
 「リフォーム」、「工事代金として」は不可。

完成日以降
 （完成日前に作成する場
 合は、事前に相談が必要）

【参考】内訳でお示しいただく場合

内 容	数 量	単 価	金 額	備 考
1 住宅改修費	1	18,000	18,000	税抜
2				
3				
4				
消費税			1,800	
合 計			19,800	